

第48回「知って得する・ためになる」

税理士 大城 眞徳

プロフィール  
昭和48年1月 開業  
kbc学園グループ 理事長

# 税務トピック!

## 年末調整の注意事項

今年も年末調整の季節がやって参りました。  
平成19年度分年末調整に関する改正事項・注意点がありますのでここで紹介します。

### 年末調整に関する改正事項

#### ①所得税の税率改正

国税(所得税)から地方税(住民税)への税金の移し替え(税源移譲)により、平成19年分の所得税から税率が5%~40%の6段階となりました。

年末調整のための所得税の速算表

改正後(平成19年分から)		改正前(平成18年分まで)	
課税給与所得金額(A)	税額	課税給与所得金額(A)	税額
195万円以下	(A)×5%	330万円以下	(A)×10%
195万円超 330万円以下	(A)×10% - 97,500円		
330万円超 695万円以下	(A)×20% - 427,500円	330万円超 900万円以下	(A)×20% - 33万円
695万円超 900万円以下	(A)×23% - 636,000円		
900万円超 1,800万円以下	(A)×33% - 1,536,000円	900万円超 1,800万円以下	(A)×30% - 123万円
1,800万円超	(A)×40% - 2,796,000円	1,800万円超	(A)×37% - 249万円

※注意・・・課税給与所得金額が16,920,000円を超える場合は、年末調整の対象となりません。

#### ②定率減税の廃止

平成11年度税制改正において、景気対策のため家計の税負担を軽減する目的で導入された制度でありましたが、経済情勢の改善等をふまえ平成18年分について2分の1に縮減されるとともに同年をもって廃止され、平成19年分以後の所得税については定率減税の適用はありません。

#### ③地震保険料控除の創設と損害保険料控除の廃止

平成18年分をもって損害保険料控除が廃止され、損害保険契約等にかかる地震等損害部分の保険料等の合計額(最高5万円)を控除する地震保険料控除となりました。

損害保険料控除については経過措置として、平成18年12月31日までに締結した「長期損害保険契約等」については、平成19年以降の各年において、従前と同様の金額の控除(最高1万5千円)が適用されます。

※長期損害保険契約とは次のすべてに該当する損害保険契約をいいます。

- (1) 保険期間の満了後に満期返戻金を支払う旨の特約のある契約。
- (2) 保険期間が10年以上である。
- (3) 平成19年1月1日以降にその損害保険契約の変更をしていないもの。

#### ④住宅借入金等特別控除の適用を受ける方へ

年末調整の際、住宅借入金等特別控除の適用を受けた方について、住宅借入金等特別控除額が所得税額を超えるため、年末調整で控除しきれない控除額がある場合には、源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額〇〇〇円」と記載してください。

住宅借入金等特別控除可能額がある受給者については、本人が市町村で申請することにより住民税から控除を受けられる場合があります。

経営者の参謀役としてお手伝いさせていただきます!

**大城眞徳税理士事務所**

〒901-2132 満添市伊祖1-33-1(牧港建設第2ビル3階)  
TEL 098-876-8231 FAX 098-876-8304

- < 税務支援 >
- 税務代理 ○ 税務相談 ○ 税務書類作成
- < 経営支援 >
- 決算事前対策 ○ 経営計画策定 ○ 業績管理支援
- 起業家支援 ○ 経営革新支援 ○ ハ/リ/コ/ン/会/計/支/援
- 建設業「経審」 ○ 生命保険指導

(URL) <http://www.masism.com> ←・・・「税務トピック!」がメルマガになりました□